

シン・企業年金レポート

2025年12月26日
団体年金事業部

<谷内教授のシン・企業年金レポート：第21回>

私的年金および年金受給者に関する税制改正について

— 令和8年度税制改正大綱から —

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による新連載「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。

連載第21回目では、2025年12月19日に公表された「令和8年度税制改正大綱」のうち、私的年金（企業年金・個人年金）および年金受給者に関する税制上の措置について解説します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

私的年金および年金受給者に関する税制改正について

— 令和 8 年度税制改正大綱から —

名古屋経済大学 経済学部 教授
谷内 陽一

目 次

- | |
|--------------------------|
| 1 はじめに |
| 2 私的年金および年金受給者に関する税制改正 |
| 3 おわりに：年金に関する税制改正の今後の方向性 |

1. はじめに

2025 年 12 月 19 日、与党（自由民主党・日本維新の会）は「令和 8 年度税制改正大綱」を公表した。本稿では、当該大綱のうち私的年金（企業年金・個人年金）および年金受給者に関する税制上の措置について解説する。

なお、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

2. 私的年金および年金受給者に関する税制改正

（1）特別法人税の課税停止措置の延長

確定給付企業年金および確定拠出年金等の年金資産には、年率 1.173% の特別法人税（退職年金等積立金に対する法人税）が課税されるが、租税特別措置法の規定により、1999 年以降は課税が停止（凍結）されている。

今般の税制改正大綱では、特別法人税の課税停止措置の適用期限を 3 年延長することが明記された（3 年ぶり 11 回目）。現行の課税停止措置は 2026 年 3 月 31 日までが適用期限とされているが、税制改正が順当に進めば 2029 年 3 月 31 日まで延期される見込みである（図表 1）。

図表 1 特別法人税の課税停止措置の推移

特別法人税の 課税停止措置の推移	1962年4月1日～1999年3月31日： 課税
	1999年4月1日～2001年3月31日： 課税凍結の開始(2年間)
	2001年4月1日～2003年3月31日： 課税凍結の延長(2年間)
	2003年4月1日～2005年3月31日： 課税凍結の延長(2年間)
	2005年4月1日～2008年3月31日： 課税凍結の延長(3年間)
	2008年4月1日～2011年3月31日： 課税凍結の延長(3年間)
	2011年4月1日～2014年3月31日： 課税凍結の延長(3年間)
	2014年4月1日～2017年3月31日： 課税凍結の延長(3年間)
	2017年4月1日～2020年3月31日： 課税凍結の延長(3年間)
	2020年4月1日～2023年3月31日： 課税凍結の延長(3年間)
2023年4月1日～2026年3月31日： 課税凍結の延長(3年間)	
2026年4月1日～2029年3月31日： 課税凍結の延長(3年間)	

(出所) 各種資料等を基に筆者作成

(2) 基礎控除の引上げ

基礎控除は2025年分の所得税から引き上げられたばかりだが、更なる引上げが行われることとなった(図表2・3)。まず本則部分は、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数(総合指数)の上昇率を乗ずる調整を定期的に行うこととされた。今般の税制改正では、2023年10月から2025年10月までの2年間の消費者物価指数(総合指数)の上昇率6.0%を踏まえ、現行の58万円から62万円に引き上げることとされた。

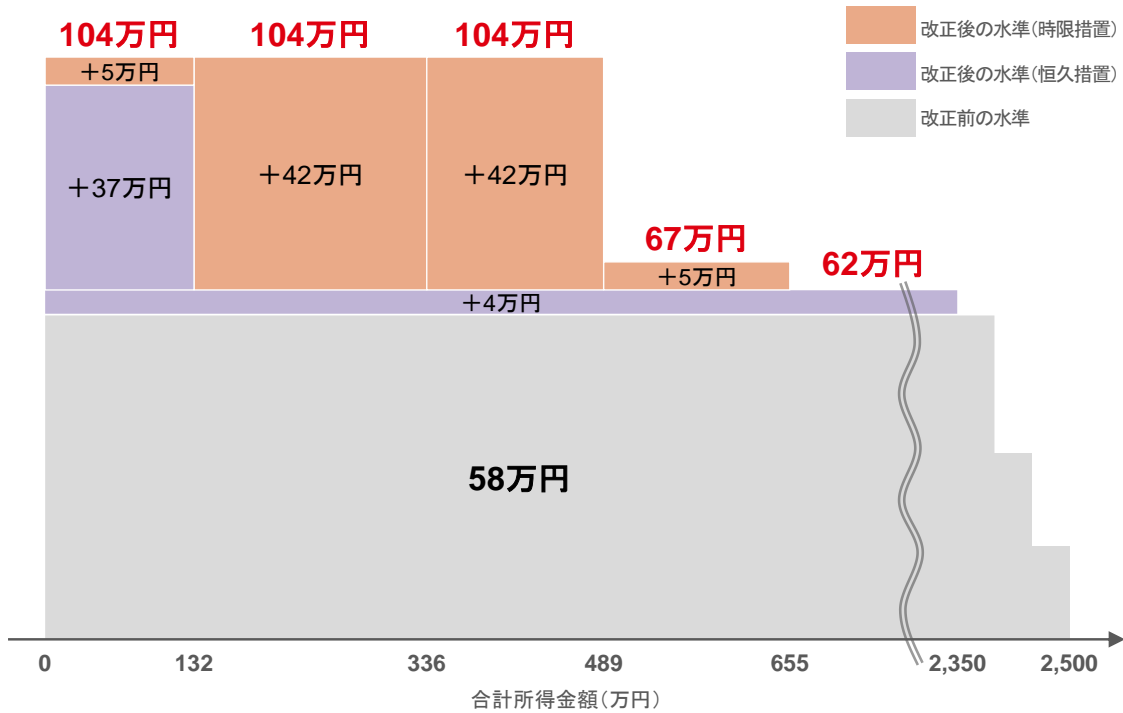
また、特例部分は生活保護基準額を勘案して定期的に見直すことを基本としつつ、今般の税制改正では、低中所得者への配慮として、2024年12月11日の

図表 2 基礎控除の引上げ

合計所得金額	基礎控除額			
	2024年分以前	2025年分	2026・27年分	2028年分以降
132万円以下		95万円	104万円	99万円
132万円超 336万円以下	48万円	88万円	104万円	62万円
336万円超 489万円以下		68万円	104万円	
489万円超 655万円以下		63万円	67万円	
655万円超 2,350万円以下		58万円	62万円	
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	16万円	16万円

(出所) 「令和8年度税制改正大綱」を基に筆者作成

図表3 基礎控除の引上げ（イメージ図）



（出所）「令和8年度税制改正大綱」を基に筆者作成

自由民主党・公明党・国民民主党による三党合意の趣旨を踏まえた特例部分の引上げが2026・27年の時限措置として行うこととされた。

（3）給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額は55万円から65万円への引上げが2025年分の所得税から実施されたばかりだが、基礎控除と同様に更なる引上げが行われることとなった（図表4）。まず本則部分は、基礎控除の本則部分と同様に定期的な調整を行うこととされ、今般の税制改正では、消費者物価指数（総合指数）の上昇率6.0%を踏まえ、最低保障額を現行の65万円から69万円に引き上げることとされた。また、最低保障額を69万円から更に5万円引き上げる特例が2026・27年の時限措置として講じられる。

図表4 給与所得控除の最低保障額の引上げ

	2024年分	2025年分	2026・27年分	2028年分以降
最低保障額	55万円	65万円	74万円	69万円

（出所）「令和8年度税制改正大綱」を基に筆者作成

この結果、引上げ後の給与所得控除および基礎控除の金額を合計すると、給与所得者における所得税の負担開始水準（課税最低限）は 178 万円以上となる。

（４）NISA の拡充

NISA（少額投資非課税制度）について、2027 年以後に下記の拡充措置が講じられる。

① 未成年者（18 歳未満）への拡充

NISA の対象年齢は 2024 年の改正により 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられたばかりだが、次世代の資産形成を支援する観点から、口座開設可能年齢の下限を撤廃し 0 歳から利用可能とされた。ただし、18 歳未満の居住者はつみたて投資枠（未成年者特定累積投資勘定）のみ利用可能とされ、年間投資枠は 60 万円、非課税保有限度額は 600 万円とされた。原則として 18 歳に達するまでは中途払出しは禁止されているが（災害等の特例を除く）、12 歳以降に教育費や生活費等のための払出しに限り、子の同意を得た上で親権者等による払出しが可能とされた。18 歳に達したら、通常の NISA に自動的に移行するものとされた。

② つみたて投資枠における投資対象の拡充

つみたて投資枠の投資対象について、国内市場を対象とした一定の株式指数（読売株価指数、JPX プライム 150 指数）、一定の地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託、債券が運用資産の 50%を超える投資信託等を追加することとされた。

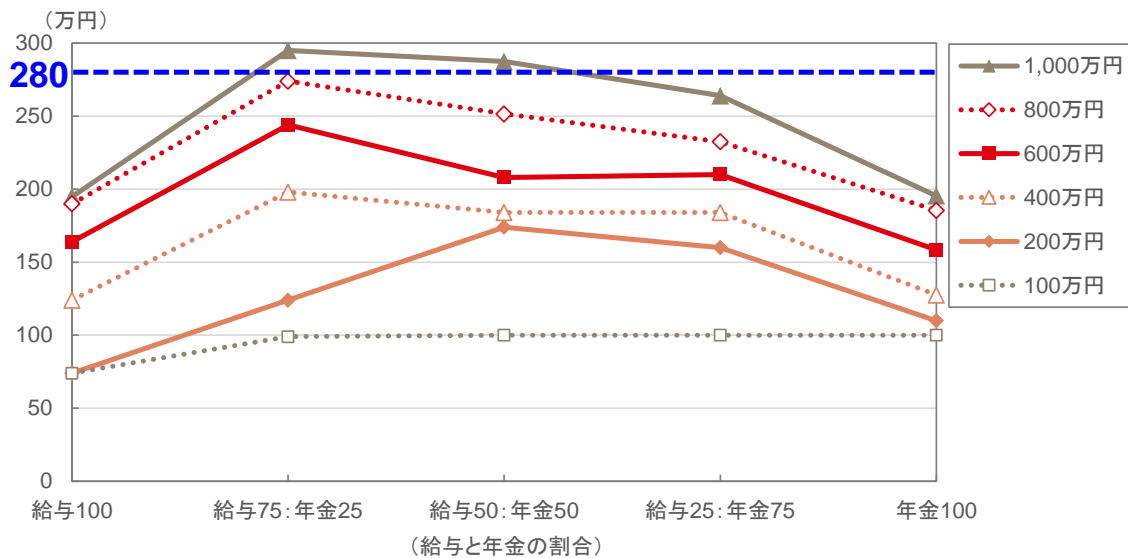
（５）公的年金等に係る雑所得の見直し

給与収入と公的年金等収入の双方を得ている者には、給与所得控除と公的年金等控除の双方が適用されるため、同じ収入額でも給与収入のみの者と給与・年金双方の収入を有する者の間で税負担が異なることについては、前年の「令和 7 年度税制改正大綱」でもつとに指摘されていた。

今般の税制改正大綱では、給与等の収入金額および公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が 280 万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとされた。これは、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限が 280 万円とされたことを意味する。この措置は、2027 年分以後の所得税から適用される見込みである。

なお、筆者の試算では、上記の 280 万円という基準は、給与収入と公的年金等収入の合計が 840 万円を超えない限りは抵触しない（図表 5）。

図表5 給与所得控除と公的年金等控除の併用による控除額の効果



※1 給与所得控除額は2027年分所得に適用される額（最低保障額：74万円）を用いて試算。

※2 公的年金等控除額は65歳以上に適用される額（最低保障額：110万円）を用いて試算。

（出所）「令和8年度税制改正大綱」および関連法令等を基に筆者試算

（6）その他

前出（2）の基礎控除の引上げに伴い、各種所得控除の対象者の合計所得金額要件を図表6の通り引き上げることとされた。また、ひとり親控除の控除額が現行の35万円から38万円に引き上げることとされた。

図表6 各種所得控除の合計所得金額要件の見直し

	対象者の合計所得金額	
	改正前(2025年分)	改正後(2026年分以降)
扶養控除	58万円以下	62万円以下
寡婦控除	58万円以下	62万円以下
ひとり親控除	58万円以下	62万円以下
障害者控除	58万円以下	62万円以下
配偶者控除	58万円以下	62万円以下
配偶者特別控除	58万円超133万円以下	62万円超133万円以下
勤労学生控除	85万円以下	89万円以下

（出所）「令和8年度税制改正大綱」を基に筆者作成

3. おわりに：年金に関する税制改正の今後の方向性

昨年の税制改正大綱では、確定拠出年金の拠出限度額の引上げだけでなく、働き方やライフコースの多様化への対応や、一時金払いか年金払いかによる税制上の取扱いの中立性など、年金税制の改正に関する論点および今後の方向性についても幅広く言及されていた。

しかし、今般の税制改正大綱では、年金税制への言及はごく限定的であった。巻末の「第三 検討事項」では、年金課税について毎年冒頭で言及しており、今回は、「年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する」と明記されている¹。しかし、当該箇所の文言は毎年ほぼ同一であり、具体的な検討時期等については一切言及されないのが通例である。

最後に、上記の税制改正は、年明けの通常国会に提出される税制改正法案の可決・成立を経て実現する。施行期日を含めた改正内容が国会審議において変更される可能性もあるため、引き続き注視する必要がある。

<参考文献>

「令和8年度税制改正大綱」2025年12月19日公表
https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf

¹ 「令和8年度税制改正大綱」 p. 150